

令和6年度 いじめの対応状況について(中間報告)

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 令和5年度のいじめについての追跡調査

校種	未解消件数 ※令和6年3月25日時点	いじめの対応状況 ※令和6年6月28日時点		
		解消件数	対応継続件数	重大事態の認知件数
小学校	477	469	8	0
中学校	64	60	4	1

○いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

○昨年度未解消だった小学校477件、中学校64件のいじめについて追跡調査を実施した。

3 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式とする。
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和6年4月1日(月)から令和6年6月30日(日)

(2) 生活指導案件報告

教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどの学校が把握したいじめの状況について、毎月提出の生活指導案件報告にて随時把握をしている。

4 令和6年度のいじめの発生状況

校種	認知件数 ※令和6年9月30日時点	いじめの対応状況 ※令和6年10月18日時点		
		解消件数	対応継続件数	重大事態の認知件数
小学校	979	771	208	0
中学校	128	54	74	4

○いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

○昨年度の対応継続件数となっている小学校8件、中学校4件についても今年度改めて認知しており、今年度の認知件数に含まれている。

5 いじめの態様

校種	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	576	132	353	4	9	84	54	10	1	1223
中学校	94	9	20	1	3	9	6	14	0	156

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

6 調査結果

- (1) 認知件数が昨年の中間報告と比較して小学校では246件、中学校では54件増加した。
(昨年度の中間報告は6月末時点で計上している。)
- (2) 解消率は小学校で約79%、中学校で約42%であり、解決に向けた「対応継続件数」は小学校が208件、中学校が74件であった。「対応継続件数」の事例の多くは、簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由である。
- (3) 小学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「無視、仲間はずれ」である。
- (4) 中学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「SNSによる誹謗中傷」である。

7 後期における取組の重点

- (1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導
 - コミュニケーションに関わる学習の充実
 - ・日常の授業や後期に予定されている文化的行事・儀式的行事等の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が合意形成や自己決定ができるようにする協働的な学びを実施する。
 - 担任と児童・生徒・保護者との信頼関係づくり
 - ・すべての児童・生徒によって安全で安心な学級となるよう、一人ひとりの児童・生徒を大切にした学級経営や授業等を実施する。
 - ・後期になっても人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるよう日々の授業や行事の中で、一人ひとりの活躍の場を提供する。
 - ・改めて児童・生徒との信頼関係構築に努め、児童・生徒・保護者がいじめを訴えやすい関係づくりや学校体制の整備をする。
- (2) いじめの未然防止
 - 児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定
 - ・いじめについて子ども同士が話し合いながら考える活動を取り入れた「いじめに関する授業」を実施し、児童・生徒が主体的に考え、行動できるようにする。
 - SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実
 - ・「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した情報モラル教育を行うとともに一人1台タブレットの使用やSNSでのトラブル防止について児童・生徒が主体的に考える場を設定する。
 - ・前期に作成した「SNS家庭ルール」を保護者会等の機会において再度啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育を推進する。
 - 保護者への普及・啓発
 - ・学校と家庭が連携し、いじめの未然防止や対応に当たれるよう、保護者会や学校ホームページなどを活用し、「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。
- (3) いじめの早期発見・早期対応
 - 連携の強化
 - ・いじめの早期発見対応に向けて、第2回ふれあい月間でも保護者アンケートを実施するなど、担任やスクールカウンセラー等へ保護者が相談し、連携していじめに対応する機会を強化する。
 - ・夏季休業中に実施したいじめ防止フォーラムや生活指導主任会等で共有した、各校のいじめ対応の好事例をもとに、各校の教職員の対応力の向上を図る。

- ・児童・生徒の健全な育成の観点やインターネット上のいじめ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案への対応が行えるよう、日常的に警察と情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
 - ・現在のいじめの状況を改めて多面的に協議し、「対応継続件数」の案件について学校いじめ対策委員会で、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。
 - ・いじめの解消に向けた組織的な対応及び対応経過の記録を徹底する。
 - ・重大事態につながらないよう、被害の子どもたちの安全確保と不安解消及び、加害の子どもに対する組織的・計画的な指導及び観察を行う。
 - ・被害及び加害の子どもたちの保護者への丁寧な説明と相互の理解に基づく対応を徹底する。
- 相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携し、相談体制の充実を図る。
 - ・中学校では、中野区SNS相談窓口「STANDBY」について、再度周知する。